

ほほえみ福寿の家短期入所生活介護重要事項説明書

令和6年8月改定

当施設のサービスをご利用いただくにあたり、事業所の概要等につき次のとおりご説明いたします。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 桜友会
事業者の所在地	岐阜県関市稲口845番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 高井澄恵
電話番号	0575-24-9570

2 事業所の概要

施設の名称	ほほえみ福寿の家 短期入所
施設の所在地	岐阜県関市稲口845番地
指定事業所番号	2170200196
施設長名	高井澄恵
電話番号・FAX番号	TEL 0575-24-9573 FAX 0575-24-9571

3 事業の目的及び方針

- (1) 事業所の介護職員等が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とします。

又、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。又、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 桜友会経営理念

- ① 利用者一人一人を大切にし、支援を通して利用者也家族も職員も豊かな生活を送ることを目指します
- ② 地域の一員として地域の思いを受け止め、安心して生活できる地域社会の実現を目指します

(3) 桜友会品質方針

- ① 地域で一番信頼されるサービスの提供
- ② 生涯働ける職場づくり
- ③ 進歩し続ける事業所づくり

4 施設の概要

- (1) 敷地及び建物（特養及び介護予防短期入所生活介護と共用）

敷 地		16,911㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート 4階建
	延べ面積	7,349.9㎡
	利用定員	136名（特養117名及び介護予防短期入所生活介護を含む）

(2) 居室（特養及び介護予防短期入所生活介護と共用）

居室の種類	室 数	一人当たりの平均面積
従来型個室	9 6	1 1 . 6 m ²
インターネット対応従来型個室	1 0	1 2 . 2 m ²
インターネット対応従来型特別個室	2	1 5 . 2 m ²
ユニット型個室	2 0	1 3 . 5 m ²
従来型個室	8	1 1 . 5 m ²

(3) その他の主な設備（特養及び介護予防短期入所生活介護と共用）

設備の種類	数	面 積
食堂・集会室	4	5 0 9 m ²
機能回復訓練室	2	6 1 m ²
特別浴室	3	9 7 m ²
一般浴室	1	2 8 m ²
便所	7	1 1 5 m ²
医務室	1	2 5 m ²
静養看護室	1	3 6 m ²

5 職員体制及び勤務体制（特養及び介護予防短期入所生活介護を含む）

職 種	人 数	勤務体制	備 考
施設長（管理者）	1	常勤	
事務職員	1 以上	常勤	
介護支援専門員	1 以上	常勤	
生活相談員	1 以上	常勤	
介護職員	3 4 以上	3 交替常勤	
看護職員	5 以上	3 交替常勤	オンコール体制
管理栄養士	1 以上	常勤	
機能訓練指導員	1 以上	常勤	
歯科衛生士若しくは看護	1 以上	常勤	
嘱託医師	1 以上	非常勤	

6 施設サービスの概要及び利用料金

(1) サービス内容

利用者各々の居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づいて、短期入所生活介護計画を作成しサービスの提供をいたします。（介護予防短期入所生活介護と共通）

- ・入浴—利用者個々に応じた入浴設備を使用し、入浴していただきます。
但し、体調不良の場合は中止することもあります。
- ・排泄—利用者個々にあった方法で排泄ケアを行います。
- ・食事—利用者個々にあった食事形態で食事を提供します。
- ・機能訓練—機能訓練員による機能訓練を行います。
- ・生活相談—日常の生活における様々なお困りごと、お悩み事などの相談を随時行います。
- ・送迎—ご家族で送迎できない場合、施設で送迎します。

※利用される居室について

当施設の短期入所生活介護サービスを受けられる方の居室については、従来型個室となります。

(2) 利用料金（1日当りの基本料金：併設型）

※介護保険の自己負担額は、本人の負担割合に応じて算定します。表は1割負担の場合となります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	603円	672円	745円	815円	884円

(3) 居住費（滞在費）1日当りの料金

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
従来型個室	380円	480円	880円	1,231円

(4) 食費 1日当りの料金

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
400円	700円	1,100円	1,400円	1,600円

※飲み物代を含めると1日につき100円頂きます

(5) 加算 ※下記は1割負担の場合となります。加算については該当する項目を算定いたします。

①送迎サービス加算	片道につき	184円
②機能訓練加算	1日につき	12円
③個別機能訓練加算	1日につき	56円
④生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100円（3月に1回を限度）
⑤生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200円（3月に1回を限度）
⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22円
⑦サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18円
⑧サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6円
⑨看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	4円
⑩看護体制加算（Ⅱ）	1日につき	8円
⑪看護体制加算（Ⅲ）イ	1日につき	12円
⑫看護体制加算（Ⅲ）ロ	1日につき	6円
⑬看護体制加算（Ⅳ）イ	1日につき	23円
⑭看護体制加算（Ⅳ）ロ	1日につき	13円
⑮夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1日につき	13円
⑯夜勤職員配置加算（Ⅲ）	1日につき	15円
⑰療養食加算	1回につき	8円（1日3回を限度）
⑱在宅中重度者受入加算	1日につき	413円
⑲認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200円（7日間を限度）
⑳若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120円
㉑認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3円
㉒認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4円
㉓介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数	（基本サービス＋加算・減算）×12.6%
㉔緊急短期入所受入加算	1日につき	90円（14日間を限度）
㉕医療連携強化加算	1日につき	58円
㉖口腔連携強化加算	1月につき	50円
㉗看取り連携体制加算	1日につき	64円（7日間を限度）
（死亡日及び死亡日以前30日以下に限る）		
㉘生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100円
㉙生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	10円

※その他のサービス費

		税込金額	消費税（10%）	税抜金額
①	テレビ貸出料	55円	5円	50円
②	コンセント使用料	55円	5円	50円
③	貴重品等管理費	50円	5円	45円
④	通常の事業実施地域を超える送迎 ※平成17年2月7日合併前の関市の区域 を越えた地点から1kmにつき	66円	6円	60円
⑤	送迎サービス費（片道につき） ※個別に外出・外泊及び受診される場合で、 当施設の送迎車を使用した場合の費用	2,024円	184円	1,840円
⑥	送迎付添サービス費（付き添い職員1名につき） ※下記付き添いサービス費は、個別に外出・外泊及び受診される場合で当施設の職員が付き 添った場合の費用			
	8:00～18:00の付添援助 1時間未満	2,860円	260円	2,600円
	※1時間を超える場合30分増すごとに（税別）1,300円（税込）1,430円追加			
	6:00～8:00／18:00～22:00の 付き添い援助 1時間未満	3,575円	325円	3,250円
	※1時間を超える場合30分増すごとに（税別）1,625円（税込）1,788円追加			
	22:00～6:00の付添援助 1時間未満	4,290円	390円	3,900円
⑦	看取りに伴う特別な費用 ※家族が安心して看取りができる環境を整 えた場合の費用	5,500円	500円	5,000円
	⑧	日常生活用品等、購入代行サービス	近隣の店舗の場合	
550円			50円	500円
遠方の店舗の場合				
1,100円	100円	1,000円		
⑨	特別な室料（1日につき） ※特別な設備を備えた居室について次の料金を従来型個室料金に上乗せして算定			
	居室A	280円	25円	255円
	居室B（洗面台設置・居室面積の違い）	590円	54円	536円
⑩	領収書等再発行事務手数料（1枚につき） 請求書や領収書等の発行済みの書類に関し て再発行が求められた場合	605円	55円	550円
⑪	この他 特に個別に要した費用（実費） 例：歯ブラシ代・散髪代・歯磨き粉代 義歯洗浄剤 等	必要時、金額含め個別にご相談させていただきます		

7 事業の実施地域及び営業日

通常の事業実施地域	平成17年2月7日合併前の関市の区域
営業日	年中無休
その他	通常の実施地域外については相談応

8 非常災害時の対策

防火管理者	宮坂裕一	
地域との連携	稲口自主防災組合と連携	
防災訓練等	年2回実施（1回は夜間想定）	
防災設備	設備名称	設備名称
	避難階段	屋内消火栓設備
	避難口	スプリンクラー
	防火扉	自動火災報知設備
	非常通報装置	非常警報装置
	誘導灯及び誘導標識	非常電源

9 医療体制

- ・嘱託医師が必要に応じて対応します。
- ・協力医療機関…高井クリニック・中濃厚生病院・関中央病院・関歯科医師会

10 緊急事態・異常事態対応体制

- ・緊急事態・異常事態発生時には別紙緊急連絡体制に従って対応します。
- ・利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- ・短期入所生活介護サービス提供中利用者に急変が生じた場合その他必要と判断される時は速やかに市町村、利用者の家族、担当ケアマネージャーに連絡を取り対応を求めます。この時通院等の必要が生じた場合は原則家族の責任のもとに行います。但し家族対応が困難な場合、もしくは急を要する場合は主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡等の必要な措置を講じます。

11 サービスご利用上の留意事項

- ・面会時間などは特に設定いたしません。早朝・深夜時の面会のご遠慮願います。
- ・外出はご自由ですが、事前に職員に申し出てください。その際、必ず付き添い者を付けて下さい。
- ・敷地内での喫煙はご遠慮いただきます。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・施設の設定・備品は損傷することのないよう充分留意願います。
- ・他の利用者に感染する可能性のある疾病に罹患している場合はサービスの利用を見合わせ、又は中止する場合があります。
- ・利用にあたり、適切な健康管理をさせていただくためお手数ですが、利用当日には予め検温（体温測定）をしていただき職員に伝えていただきますようご協力願います。
- ・発熱等が認められる場合、利用の見合わせ又は中止をさせていただく場合もあります。尚、症状が快復された場合においては利用をしていただけるよう配慮いたします。
- ・体調不良の場合であっても、家族の事情によりショート利用が必要な場合には別途念書を作成の上利用していただける場合もあります。

12 身体拘束の制限について

施設サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。

身体拘束等の適正化のために、次の措置を講ずるよう努めるものとします。

- （1）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施

- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図る
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備
- (4) 身体拘束等を行う場合はご家族の同意のもとで実施し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する

1.3 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 虐待の防止を普及・啓発する為の従事者に対する研修の実施
- (2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図る
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
- (5) 虐待防止の為の指針の整備
- (6) 上記の措置を適切に実施する為の虐待防止に関する責任者選定及び設置

虐待・事故防止に関する相談窓口

虐待・事故 相談窓口	施設担当者	生活相談員…澤田裕作
	問い合わせ先	ほほえみ福寿の家 短期入所 TEL 0575-24-9573

また事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.4 苦情対応について

- ・利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じます。
- ・提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示、または質問、照会があったときはそれに応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。
- ・サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

苦情に関する相談窓口

苦情 相談窓口	施設担当者	生活相談員…澤田裕作
	問い合わせ先	ほほえみ福寿の家 短期入所 TEL 0575-24-9573
外部苦情 相談窓口	第三者委員	吉田宗弘 TEL 0575-22-4561
	第三者委員	北村隆幸 TEL 090-4327-9102
	公的機関	関市高齢福祉課 TEL 0575-23-7734
		国民健康保険団体連合会 TEL 058-275-9826
		岐阜県運営適正化委員会 TEL 058-278-5136

1 5 個人情報の保護について

- ・事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を順守し、適正に取り扱うものとします。
- ・職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとします。
- ・職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- ・事業所は他の介護保険サービス事業所等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとします。

1 6 ハラスメントについて

- ・事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- ・利用者、身元保証人、またはその家族等が、事業者やサービス従業者、あるいは他の利用者、その他関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービスの利用を一時中止及び利用停止させていただく場合があります。

1 7 衛生・健康管理について

- ・従事者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- ・感染症の発生、蔓延を防ぐために以下の措置を講じます。
 - （1）感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ります。
 - （2）感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。
 - （3）介護職員等に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

1 8 事業継続計画の策定等について

- ・感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ・従業者等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 9 非常災害対策について

- ・非常災害に備えて、消防計画、風被害、地震などの災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- ・前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

2 0 記録の整備について

- ・従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備します。
- ・利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

2 1 その他運営に関する重要事項

- ・全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、これに対応できる業務体制を整備するものとします。

採用時研修 採用後半年以内

継続研修 年1回

- ・この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2.2 内容変更について

重要事項説明書の内容を変更する場合、軽微な事項及び法改正に伴う事項については通知を持って同意頂いたものとします。但し変更事項にご同意できない場合は契約解除できるものとします。

2.3 情報の公開について

利用者及びその家族は当該利用者のサービス実施記録を、申請することで閲覧若しくは写しの交付を受けることができます。

【第三者による評価の実施状況等】 なし。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、ほほえみ福寿の家短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 〒501-3932 岐阜県関市稲口845
事業所名 社会福祉法人 桜友会 ほほえみ福寿の家短期入所生活介護
事業所番号 2170200196

説明者 氏 名 _____

本書面について本日、説明を受けたことを確認します。又、上記に定められた利用料金を遅滞なく支払うことに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

ご関係 _____